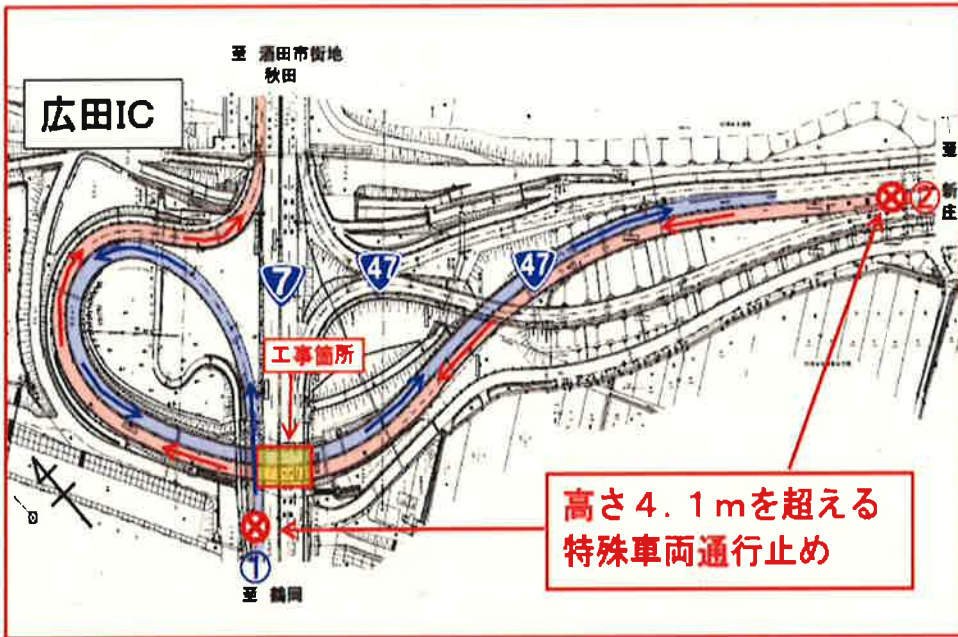


**一般国道47号 酒田市落野目地内(広田IC)
特殊車両(高さ4.1m超)通行止めのお知らせ**

酒田市落野目地内(広田IC)の国道7号広田1号溝橋の補修工事のため、同橋梁下を通過する国道47号において、高さ4.1mを超える特殊車両の通行止めを実施いたします。

迂回路は国道47号余目酒田道路(酒田市新堀～東大町間)をご利用ください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



規制箇所	<p align="center">やまがたけん さかたし おちのめ ひろた 一般国道47号 山形県酒田市落野目地内(広田IC)</p> <p>①国道7号下り線オフランプ <small>つるおか</small> 国道7号鶴岡方面から国道47号新庄方面へ <small>しんじょう</small></p> <p>②国道47号下り線オンランプ <small>しんじょう</small> 国道47号新庄方面から国道7号秋田方面へ <small>あきた</small></p>
規制内容	高さ4.1mを超える特殊車両通行止め
規制期間	自 平成29年 8月28日(月) 9時00分 至 平成29年10月20日(金) 17時00分
その他	<p align="center"><small>あまらめさかた</small> 高さ4.1mを超える特殊車両は、国道47号余目酒田道路 <small>さかたしにいほり ひがしおおまち</small> (酒田市新堀～東大町間) を迂回ください</p>

◎お問い合わせは
 国土交通省酒田河川国道事務所 道路管理課 TEL 0234-27-3331
 " 酒田国道維持出張所 TEL 0234-34-2331
 日本道路交通情報センター(山形センター) TEL 050-3369-6606